

(ホームページ掲載日：令和6年7月22日)

開催日及び場所			令和6年6月13日（木）	横浜植物防疫所会議室	
委員			田中 康晃（弁護士） 嶋矢 剛（公認会計士） 中曽根玲子（大学教授）		
審議対象期間			令和5年10月1日～令和6年3月31日		
審議対象案件			13件 うち、1者応札案件 4件 契約の相手方が公益法人等の案件 0件		
抽出案件			6件 うち、1者応札案件 2件 (抽出率46%) (抽出率50%) 契約の相手方が公益法人等の案件 0件 (抽出率0%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	1 件		
		指名競争	公募型指名競争	－	
			工事希望型競争	－	
			その他の指名競争	－	
			随意契約	－	
	業務	一般競争	－		
		指名競争	公募型競争	－	
			簡易公募型競争	－	
			その他の指名競争	－	
		随意契約	公募型プロポーザル	－	
			簡易公募型プロポーザル	－	
			標準型プロポーザル	－	
			その他の随意契約	－	
	物品・役務等	一般競争	5 件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益法人等の案件 0件		
		指名競争	－		
		随意契約（企画競争・公募）	－		
		随意契約（その他）	－		
	（特記事項）		特になし		
	委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等
				横浜植物防疫所つくばほ場防犯カメラシステム設置工事	・定期的なものの。これまでつくばほ場には監視カメラが設置されていなかったために設置した。 ・現場からの要望により、そういった問題を未然に防ぐために設置することとした。 ・システムの保守とはあるが、内容としては初期不良の対応や設置後の操作説明、また故障時にすぐ近隣の事業所から駆け付けられることを要件としたもので、当然、費用が発生するような業務を履行させる必要があれば、別途契約を行う必要がある。 ・ある程度の数量の同一規格の物品を定期的に調達する必要がある際に、調達数量は定めず、単価のみを定めて契約する方式である。これにより、契約期間内は契約相手方へ発注書を提出することで物品の調達が可能になり、事務効率化に繋がっている。 ・DNA合成製品とは、特定の塩基配列等を指定して生成される検査用試薬。これを用いることで、検査対象植物がどのようなウイルスに感染しているかを確認することができる。 この製品は応札以外の業者でも取り扱いが可能だが、見積もりを取ってみると応札業者よりも高い金額が出てくる。そういった業者へ入札の参加について聞き取りをすると、金銭的に他社に勝てそうになく、入札への参加は辞退したいとのことである。 ・上限でも下限でもなく、実際の発注数は状況によって変わる。予定数量はあくまで目安の数字である。 ・予定数量と実際の発注数と多少の乖離があったとしても、特段変更契約などはしていない。 ・そのとおり。横浜は横浜管内、名古屋は名古屋管内、神戸は神戸管内というように、それぞれの本所単位でとりまとめている。
・過去に同様の契約実績がないが、なぜ防犯カメラが必要になったのか。一時的に設置するものなのか、それとも定常的なものなのか。					
・なにか盗難といった事件や問題があったため設置することにしたのか。					
・仕様としてシステムの保守が含まれている。一般的に保守点検業務は設置とは別契約になる認識だが、このシステムの保守は履行期限内にのみ行われるということか。					
「DNA合成製品（単価契約）」について					
・単価契約とはどのような契約形態なのか。					
・1者応札であるが、過去実績から見てもこの状況が続いているように思う。DNA合成製品というのは、他社の参入が難しいような特殊な製品なのか。					
・予定数量に最低発注数を保証するものではないとある。この数字が発注数の上限ということか。					
・例えば実際の発注数が2倍になったとしても、変更契約などはせずにそのままの契約形態を続けていくということになるのか。					
・発注及び納入は原則月2回とある。発注はとりまとめ場所ごとで行っているのか。					

委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等
	マイクロチップ電気泳動装置ほか定期点検等業務 ・理化学関係で取引がよくある２者が応札しており、落札率も９９．５％と高いため抽出した。予定価格は、それぞれから事前に徴取した見積の平均額か。 ・定期点検とあるが、点検の頻度はどれくらいなのか。 ・過去の実績には令和５年と令和３年の契約が記載されている。２年おきに検査をしているのかと思っていた。過去の実績と実際の点検頻度は異なっているということか。 ミカンコミバエ防除用単剤誘殺板売買契約 ・１者応札で落札率１００％、実質的に競争性がないということで抽出をした。過去の実績をみるとサンケイ化学株式会社は毎回落札している。令和元年と令和２年は随意契約、令和３年と今回は一般競争入札だが、令和元年、令和２年には緊急の事情があったのか。 ・単剤誘殺板というのは特殊な物品なのか。 ・これまでと比べて今回の契約金額が増えた理由は。調達量が増えたということか。 ・殺虫剤の取り扱いをしている業者は３者あるが、応札者以外の２者は対応できないのか。 オートクレープほか定期点検等業務 ・この契約は、仕様書にある９種類の機器の点検をまとめて競争入札にしたいと考えてよいのか。 ・様々なメーカーの製品の点検を一つの契約にまとめると、参入できる業者が限られるように思う。もう少し契約を分割することができたら、他の業者が入ることができるかもしれない。そうすることはできないのか。 ・契約をどう構成するのが適正かというのは難しい問題。小さくすれば良いわけでもないし、このようにまとめればそれだけ安くなるということもあるだろう。ともかくこの２者間でも競争性を向上させることが大切だと考えている。 ガスクロマトグラフ交換契約 ・本契約は特殊機器だったので理化学機器関係でいつも応札している業者が参入しておらず、また落札率が他の同様な契約と比べて５３．４％と低いことから抽出した。ガスクロマトグラフとはどのような機器か。 ・応札した業者は２者であるが、落札率が予定価格の半分ほどである要因はなにか。 ・今回の事例は良い前例として、これからも取り組んでほしい。 ・落札者は実績を作ったかっただろう。入札が活発になるのはよいこと。 ・落札できなかった業者の動きがいつもと違ったが、競争意識が働いているのだろう。新しい業者が入ると競争性が生まれて良い。	・平均額ではなく、参考見積のうち最低価格のものを元に予定価格を積算した。 ・多数の理化学機器があることから毎年何らかの点検に係る契約は実施している。 ・すべての機器について毎年点検契約を締結しているのではなく、過去実績は、入札実績であり実際の点検頻度と必ずしも一致していない。精度管理という観点から毎年点検することが望ましいが、どうしても予算の都合上２年～３年に１回の点検にせざるを得ないものの中にはある。 ・そのとおり。ミカンコミバエは緊急防除が必要な重要病害虫に指定されている。これまで南西諸島より北の九州地域では発生が確認されていなかったが、令和元年に入り、九州本土でも発生が確認された。そのため、他地域への蔓延を防ぐためにも令和元年度と令和２年度は緊急随契を行ったところである。このような状況が続いており、今後もこの誘殺板の必要が見込まれることから、令和３年度以降は入札を行っている。 ・そのとおり。誘殺板に使用している薬剤はミカンコミバエをおびき寄せる効果がある殺虫剤で、市場に常時流通しているような既製品ではなく、特定の限られた業者が製造している。誘殺板は、この殺虫剤とテックス板といわれる特殊な木製のコルクボードを組み合わせたもの。 ・そのとおり。令和５年度の契約では、不意の発生にも即時に対応できるよう、備蓄の意味も込めて調達数量を増やしている。 ・そのとおり。応札者以外の２者は、沖縄県での防除対応に必要な量の製造能力しか持っていないようだった。一般流通していない薬品ということもあり、なかなか応札してくれる業者がなく、また需要が限られるため業者側でも在庫を持つようなことはしていない状況である。 ・そのとおり。 ・このような機器の点検や保守は基本的には販売代理店が対応しているという状況もあり、多くの業者が入ることは難しい様子。調達情報メールマガジンを配信するなど様々な手をこちらでも打っているが、なかなか多くの業者が参加する状況とはなっていない。今後も多くの業者が参加できるように検討しなければならないと考えている。 ・ある物質の内部に混入している気体や液体の量を分析できる機器。植物を燻蒸する際に有毒なガスを利用するが、そのようなガスがどれほど残っているか、人体に影響のない範囲にとどまっているかを確認するために使用する。 ・ガスクロマトグラフは特殊な分析機器ではあるが、仕様書に記載する参考機種を２機種掲載したことにより、メーカー間の競争原理が働いたのではないかと。
委員会による意見の具申又は勧告の内容 【これらに対し所長が講じた措置】	特になし	

(注)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第４２条第１項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。